

## 第2回入札等制度検証委員会議事録（概要）

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成18年10月21日(土) 午前9時30分から午前11時30分
- (2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間
- (3) 出席者
  - ア 委員  
相良勝利（委員長） 会沢テル 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子
  - イ 県 側  
野地総務部長 蛭田土木部長 吉野農林水産部技監 佐藤総務部政策監  
野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任） 高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任）  
河野総務部総務予算参事 安藤土木部総務予算参事 鈴木行政経営参事  
仲沼建設行政参事 原土木企画参事 小林技術管理参事 国分農林水産部総務予算主幹  
人見農林検査主幹
- (4) 次 第
  - ア 開会
  - イ 委嘱状交付
  - ウ 事務局紹介
  - エ 議事
    - ア 福島県の入札制度等について
    - イ 公共工事における地産地消の在り方について
    - ウ 各委員による意見交換
    - エ 建設関係企業等からの意見の聴き取り調査について
  - オ 閉会

### 2 発言内容

- (1) 開会  
【事務局】  
定刻となりましたので、ただ今から第2回入札等制度検証委員会を開会いたします。
- (2) 委嘱状交付  
【事務局】  
羽田則男委員におかれましては、10月18日に委員を辞任されましたので、御報告いたします。  
新たに、羽田博子様が委員に就任されましたので、委嘱状の交付をさせていただきます。  
（羽田博子委員に委嘱状を交付）
- (3) 議事  
【委員長】  
議事の1つ目「福島県の入札制度等について」を事務局より説明お願いします。  
  
【事務局】  
（資料1「福島県の入札制度」により説明）  
  
【委員】  
建設技術センターへの委託件数として2,430件のうち399件、16.4%とありますが、工事の金額ベースではどうなりますか。  
  
【事務局】  
金額については作業中ですので、後ほどの委員会でお示ししたいと思います。  
  
【委員】  
どのような工事について委託しているのですか。

【事務局】

トンネルや橋りょうなど、規模が大きく工種としても難しいものをセンターにお願いしているという傾向があります。

【委員長】

資料の予定価格の作成の中で、「予定価格の範囲内で設定する」とありますが、予定価格には幅があるのですか。

【事務局】

そういうことではありません。予定価格以下で決定するという事です。

【委員長】

資料の中で、一般管理費等の中に例として公共事業としての適正利益が入っていますが、これは予定価格の中に入るのですか。

【事務局】

積算の中で、適正利益というのは一般管理費の中で含んでいます。  
一般管理費の率を標準的に設定する際に、財務諸表等で調査するのですが、そういったものを項目として拾って、率を決めるための基礎にするということです。

【委員長】

そうすると、適正利益額はこの工事についてはこれだけですよという金額は出てこないわけですね。

【委員】

こまちダム、滝川ダム、木戸ダムといったものは、技術センターで積算されたのですか。

【事務局】

ダムにつきましては、複雑な積算体系を取っていますので、基本的には直営で積算しています。

【委員】

福島県ではなぜWTO案件だけに限って一般競争入札にして、残りを指名競争入札という体系にしたのでしょうか。

【事務局】

金額の区分については、平成6年の12月からこのような制度ですが、当時の建設業審議会の審議を受け、その答申を基に区分を決定しています。

【委員】

例えば、問題になったトラハイ(あぶくま高原道路)は全部WTOに引っ掛からないですね。24億1千万未満で収まるような工区を区割りしたのではないかという疑いが出てくるのですが、どのようにこのWTOの問題はクリアしてるのでしょうか。

【事務局】

トラハイ等に関しましては、工期や土工のバランス、現場で取付け道路がどうなってるかなどを総合的に勘案して工区を分割したということです。

【委員】

結果だけ見ますと、WTOの金額に限りなく近い形で区割りを決めたとおぼざるを得ない感じですか。

例えば、WTOの引っ掛からないように、60億の工区があって1工区でできるものを、わざわざ3工区に分けるということはないのですか。

出納局の苦情検討委員会に提訴されたらどうしますか。限りなくグレーゾーンに近いような気がしてならないのですけども。

**【事務局】**

工区設定につきましては、我々といたしましてはあくまでもその工区を設定する必要があったのでこのような形にしたという説明をすることになると思います。

**【委員】**

積算というのは、標準経費でしょうか、平均経費でしょうか。

**【事務局】**

積算につきましては、様々な工種ごとに実態を調査し、それらを統計的に処理をして、平均値といいますか、真ん中辺を取って、歩掛かりなどの基準を決めているということで、それをもって標準的な積算基準と申してます。

**【委員長】**

標準原価計算の標準じゃないんですね、これは。

**【委員】**

ということは、ここで言っている積算というのは、言ってみればアッパーアベレージということではないですか。

この積算は、例えばスーパーゼネコンも県内の大手の建設会社もあるいは小さな町の土建会社も助かるような全国平均の上の方を取っているという感じでならないです。

本来ならば、福島県独自諸経費をもって作るのが一番いいと思うのですが、実際この作業は難しくほとんど不可能に近いから国で決めた基準を使って積算していると聞いています。

**【事務局】**

統計処理するためにはある程度の件数が必要です。福島県ですと工種ごとの件数がそろわないということですよ。

工法を選定する場合に標準的な工法を取って、単価を設定する場合に平均値を取っているということですよ。

**【委員】**

例えば、一般管理費の中に試験研究費が認められていますが、これはスーパーゼネコンで研究所を持っているような会社に対しては研究費を認めるということではないかと思うのですが、県内の建設業者で研究所を持つところはありますか。

**【事務局】**

一般管理費は、率を決める際に実態調査をしています。

財務諸表から拾うのですが、調査をするときに対象項目にしているという意味で、項目に挙がっているから全部の工事も入っているという意味ではありません。統計データを処理して工事規模ごとに率を決めていくときにそういった項目があるという意味です。

**【委員】**

一般管理費の中にそれぞれの項目が何パーセント入っているかお示してください。

**【事務局】**

その事項がどのくらいの量で入ってくるかというのはちょっと分かりません。トータルとしてどういうものが入っているかということで、一つ一つがどれだけ入っているかというのは、工事の一つ一つの実態ごとにばらばらで、それが平均してどうだということを出していないと

思います。

【委員】

あくまでも国で決めた経費率を単純に適用しているだけです。かといって、県でそれを算出することはほとんど不可能に近い。データもないし、分析することもできない。そうすると国の決めた標準経費を基に予定価格を決めて、最終的に落札率が何パーセントだったという形になるんですね。

これは調査しても事実上不可能みたいですね。宮城県も長野県もこれをやろうとしたけど結局できないということで、これに関しては断念して別な方法を考えたという感じなので、多分福島県もできないのだろうということは百も承知で質問してます。

【委員長】

よその都道府県も同じ積算基準でやられてるんですね。だからその地域の特性みたいなのが入りにくい計算方式なんですね。

【事務局】

歩掛かりの標準的なものと諸経費の率関係は、どこの県も同じものを使っていますが、労務単価や資材単価は県の実態を把握したものではじいています。そういったものに率を掛けていきますので、全体としては、県の実態は反映しているものと考えています。

【委員】

今回問題になっている談合の元になった入札形態はどれだったのですか。

【事務局】

報道されているものの中からですと、流域下水道工事については、指名競争入札の技術評価型意向確認方式というものです。

【委員】

宮城発のオープンブック方式については何か情報をつかんでいますか。

【事務局】

今のところ報道の情報のみでして、そういったことも含めて今後検討したいと思います。

【委員】

(資料「現行の公共工事入札制度をめぐる諸問題」により説明)

【委員長】

議事の2つ目、「公共工事における地産地消の在り方について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料3「公共工事における地産地消の在り方について」により説明)

【委員】

福島県ではいつごろから(公共工事について)この言葉が出たのでしょうか。県から言ったのですか、業者から言ったのですか。

【事務局】

地産地消というのは、農林水産物について一般的には言われていることです。

福島県の場合には、平成14年度から全庁的、全県的に地産地消に取り組もうということで地産地消推進の会議を作り、全県的にも県内の農林水産物を中心としたいいい物を地元でも消費をして、それをブランドにして県外にも売っていこうという取組を始めました。

その際に、公共工事の地元発注についても県内の地域経済を活性化させる非常に大きな柱になるので、地産地消の取組をする際に、地元業者の発展育成という部分で既にやってきたものを地産地消の考え方の中に取り込んだということです。

そういう意味で言うと県庁からだと思います。

【委員】

長野県の場合、2004年の1年間でAランク7社が相次いで倒産ということですが、これほどのような状態だったのですか。

【事務局】

詳しい倒産の経緯までは分かりませんが、競争が働いてなかなか受注ができず、収益が上がらずに営業成績が悪くなって、結果倒産となったということだろうと思います。

【委員】

これはデメリットかもしれませんが、その辺のことももう少し詳しく、分かる範囲で結構ですから調べていただきたいと思います。

【委員】

県内の建設業については、公共工事がかなり減っているのに対して業者が過剰なんですよ。だから、必ずしも地産地消を解消したから倒産したんだとは言えないわけです。厳しい経済的背景を認識した上でこの談合問題を考えないといけないと思います。

今回の問題は業者だけの問題で、業者が談合をやめれば全部やまるのかということに焦点が行ってるようなのですが、そうですか。

今回の談合問題は県の組織とか何かがかかわってきたわけですから、喫緊の問題としてはその辺をなくす議論だと思うのです。

【委員】

いったい今後の入札制度をどの方向に持って行くのかという方向が見えないのですが。

【委員】

それについては、もう既に入札監視委員会は提言しています。あれを実現したいのです。結論は最初に出しているつもりです。

ただ、例えば条件付一般競争入札にすると一言しか言ってませんから、地域要件どうするかとかいうことについてはこの委員会で詰める必要があると思います。

【委員長】

基本的に談合が起こりにくい入札制度をどう確立するかというのが大きなテーマになってるのだと思います。

今までやってきた問題点の大きな1つは、指名競争入札です。ですから、基本的に一般競争入札に切り替える場合に、地域要件とか何かを含めた条件付一般競争入札を基本にしたらいいいではないかというのが入札監視委員会での提言になってるわけですね。地域要件をどうするかです。

基本的に、競争性、透明性、公平性を確保し、その上で品質維持ができるような入札制度をどう設定するか。他方で、地域要件を入れると談合しやすい体質になるかもしれないので、そこは避けつつ条件付一般競争入札の形を整えていくという方向で、進むのかなと思っています。

入札監視委員会の指摘は基本的にものすごく適切だと思います。

【委員】

入札監視委員会が提言したのは長野方式に極めて近いのです。長野方式をモデルにして、福島なりのこれに近いようなシステムを作ったらどうかという中身になっています。

【委員長】

私は基本的に大きな枠組みとしてはそんな方向かなと理解しています。

【委員】

受ければ良いというものではないし、県外のスーパーゼネコンが入って全部取られるのは想定していない。地元も守らなくてはならないから地域要件をどうするかということです。

その区割りなどに関しては我々が別に決めるのではなくて、方向付けだけを我々がしてあとは事務方に検討してもらえばいいと思います。

地産地消を進めている業者は、我々は税金を払ってるんだ、税金を払っていない県外の業者が参入するのはまかりならんという論法なんですけど、私はその主張がちょっと違ってるような気がします。

【委員】

地産地消は、そのころ委員になっていましたが、県内で生産されたものとか、県内のいろんな事業の方がやっぱり地元でという話合いだったと思います。県内で生産したものを全部県内で消費するというのは大変厳しいことですが、工事の面に対しても、地元の業者がお互いに助け合おうというような話だったということを今思い出しました。やっぱり地元の業者を助けるというようなこともありますので、それが地産地消かなと思います。

【委員長】

県の行政というのは、県民の付託にこたえる形で展開されないといけないですね。今回の談合問題というのは、県民の、県の行政が本当に県民の付託にこたえる行動をやったのかということに対する不信感なんだと思うのです。これを今取り戻さないと大変なことになりますよ。

ですから今抜本的に改革をして、本当に県の行政が県民の手の元に戻るような形にしてあげないといけない。

その過程の中で、県民が払った税金が県の経済活性化のために使われるというのが公共工事に関する地産地消の発想なんだと思います。ですから、そういうものを否定したところで解決するということはありません。

他方では、この公共工事についての透明性、競争性、公平性あるいは品質保証っていう側面を否定してはいけない。そういう条件をクリアしつつ地産地消の考え方をこの入札制度の中にきちんとはめ込んでいくという方向で行くべきだろうと思います。

せっかく地産地消の発想を入れるのであれば、地域の中小企業をきちんと育成するようなシステムがそこに入ってこべきだと思うんです。そういったものをこの入札制度の中にどううまく組み込んでいくかということも大事だと思っています。

【委員】

談合を防止するためには、工事の一連の流れの中のどの段階で行われたのかということが分からないと、どうすべきかが分からないと思うので、問題点を明らかにしておいた方がいいのではないですか。

【委員】

どう談合が行われたかということについては、このようなものだと思います。指名業者に連絡が行きますと、業界の連絡網で情報が流れます。それでだれが指名されたかということは直ちに把握されて、研究会がどこかで開かれるわけです。そこでだれが落札するかということが決められて、入札が行われる。その結果、そうでない場合と比べて高止まりの落札が行われるということです。

今回については、そこに政治ブローカーみたいなのが入ってお金が動いて、それが選挙に回るという状況も見えてきたということで、まことに悪質な問題であると思います。

いわゆる官製談合があったかどうかはまだ分からないわけですが、本当にそれが有り得る仕組みになってるのかということについてはここで検討した方がいいと思います。

官製談合はできない仕組みになってるという説明を官の側はするわけです。予定価格は事前に公表しているから、漏らす意味はないですよということで。積算の仕方についても、説明があったとおり客観的に行われていますから、役人が業者と結託して何かをする余地はないんだ

と当局の方はおっしゃると思うのです。

そうだとすれば、官製談合はどこで起こり得るかということ、指名業者の指名というプロセスには十分に入り得ると思っています。だから指名をやめればいいんです。

そのくらいの状況把握があれば、入札改革は提言できると思います。

**【委員】**

結局、談合が起きるのは、1つは指名競争入札にあり、もう1つはJV方式にあると言われています。

私はまず認識を新たにしてほしい。談合でどれだけ県民の財産が奪われてるか。その損害を土木部及び農林水産部の関係者がOBが分かりませんが、その方が協力して行われてるんですよね。

入札の口利き（禁止）制度や内部告発制度などを入れればこれが行われない仕組みになると思います。

**【委員】**

落札率を下げて工事価格を節約すれば、それはほかの工事に回すことが可能です。だから、県民の利益が損なわれたということだけでなく、業界の利益も損なわれていると思うのです。一部の企業が高い価格で工事を取っているわけですから。そういう意味でも、業界の方は言い方に気をつけた方がいいと思います。

納税者なんだからという言い方も、確かに倒産してしまえば税金は払えなくなるという意味では大事にしてほしいという言い分はもっともですが、自分たちが請け負っている工事が自分の払っている税金でやっているというのは事実には合わないのであって、地方税だけで工事をやっているわけではない。それ以上に地方交付税等が入っているわけで、そういうのはむしろ都市部から来てるわけです。

だから、税金を払っている者に工事が行くべきだとしたら、東京の大手ゼネコンにみんな持って行かれても文句は言えないのです。その辺も業界の側は認識がちょっとおかしいと思います。

**【委員長】**

談合というのはまず犯罪です。だから犯罪であるということを明確に打ち出しておくことが大事で、業界の方も県の行政当局もそういう意識改革をきちっと踏まえた上で議論に入っていく必要があると思います。

ペナルティの話では、ある談合の中心になられた会社が指名停止9か月とかでした。あれは恐らく県民納得はしていないと思いますので、その辺の見直しも当然必要になると思います。

**【委員】**

経済犯罪は、本当の犯罪だという認識が業者も行政もないのではないかと思います。

**【委員長】**

あとで私が4回目ぐらいのこの委員会に整理をしまして、意見をまとめる形で提示させていただきたいと思います。

**【委員】**

土木と農林の方が認識してないからあえてきついこと言っているんです。犯罪に加担してる、県民の財産を奪っているということです。このことをまず深く認識してください。それから、今回の談合事件によって、福島県のイメージダウンが非常に大きい。他県に行って、福島県と名乗るのが非常に恥ずかしい思いです。そのことを土木と農林の方はまず認識してほしい。

**【委員長】**

続きまして議事の4つ目、「建設関係企業等からの意見の聴き取り調査」につきまして事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

(資料4「建設関係企業・団体、市町村、県民等からの意見の聴き取り調査について」により説明)

具体的な日程等については、このあと別途説明をさせていただきます。

**【委員長】**

このような方向で、聴き取り調査をやりたいということですが、よろしいでしょうか。

**【委員】**

聴き取りの対象として県民等というのがありますが、私たちは、第三者面して県民から意見を聞くのではなくて、県民の意思を代表してるんだという使命感なり責任感を持って望むべきだと思うのです。県民を呼ぶというのはどうも解せません。

**【事務局】**

今回聴き取り調査をするに当たり、NPO団体の方からもお話聞くことがいいのではと考えましたが、委員の皆様方の御意見がそういうことであれば、それは除外しても構いません。

具体的な聴き取り先については、このあと別途御説明したいと思います。

**【委員長】**

基本的にそういった聴き取り調査を行うということはよろしいでしょうか。そのようにさせていただきますと思います。

日程と対象となる企業の選定につきましては、これから非公開で御相談させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**【各委員】**

結構です。

**【委員長】**

御異議がないようですので、委員と事務局以外の方は大変申し訳ございませんが、御退席いただきますと思います。

(非公開により日程及び対象企業等の選定)

**【委員長】**

議題の5つ目「その他」に移ります。委員の皆様から何かございましたらお出しいただきたいと思いますが、事務局からは何かございますか。

**【事務局】**

次回の日程ですが、11月2日の3時半から5時半が皆様空いているようです。その間に先ほど申し上げました調査を実施するということをお願いしたいと思います。3回目は建設技術センターを中心に、聴き取り調査の結果を御報告いただき、今日お出しいただきました問題点については第4回にやるのがよろしいかと思います。

第4回は、委員の皆様が一番多くそろそろ11月13日の午後辺りで調整させていただきたいと思っています。

**【委員長】**

非公開で相談させていただきましたが、聴き取り調査は非公開でやらざるを得ませんので、申し訳ございませんが、そういうことでやらさせていただきます。

その結果につきましては、具体的な相手方などは伏せて、概要については御報告させていただきます。

**【事務局】**

5回目は、11月20日の午後1時から3時くらいまでをお願いします。第6回目は29日くらいで想定していますが、再度検討させていただきたいと思います。

(4) 閉会

**【事務局】**

では、以上で第2回目の福島県入札等制度検証委員会を閉会とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。